

補助金チェックシート

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年月	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	H27年度 要求額 (千円)	
									H24	H25	H26			説明
1	産業振興課	丸亀商工会議所運営補助金	丸亀商工会議所	イ 市民等が主体的に自主的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	商工業の振興を図ることにより、活力ある丸亀経済の形成と魅力あるまちづくりの実現。	商工業の振興、中心市街地の活性化、産学官の連携を図るため、関係団体の当該事業運営に対し補助するもの。	6,000	6,000	6,000	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	6,000
2	産業振興課	丸亀市中央商店街振興組合連合会補助金	丸亀中央商店街振興組合連合会	イ 市民等が主体的に自主的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	市民生活の向上・利便性への寄与・地域貢献のため、丸亀市の中央に位置する商店街の活性化を図る。	富屋町・通町・浜町・本町の店舗が会員である丸亀市中央商店街振興組合連合会が、商店街活性化を目的で行う事業に対し、補助するもの。	700	700	700	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	700
3	産業振興課	香川県うちわ協同組合連合会補助金	香川県うちわ協同組合連合会	イ 市民等が主体的に自主的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	会員の相互扶助の精神に基づき、会員及びその組合員のために必要な共同事業を行うことで経済的地位の向上を図り丸亀うちわに関わる諸事業全体を推進すること。	香川県うちわ協同組合連合会が行う丸亀うちわの発展・継承に努める技法後継講座や、国内外に向け振興を図る丸亀うちわFUNFAN展などの事業運営に対し補助するもの。	1,650	1,650	1,650	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,650
4	産業振興課	青木石材協同組合補助金	青木石材協同組合	イ 市民等が主体的に自主的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	石製品の啓発活動の推進と新規開発した「新ブランド」の告知活動及び販売活動。地場産品「青木石」の発信などを行なう。青年部はおしるまつりなど市の行事に参加貢献(賑わいを創出)。	地場産品である青木石の共同販売を行い、青木石に関わる諸事業を推進している青木石材協同組合に対し、補助するもの。	220	220	220	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	220
5	産業振興課	伝統的工芸品産業産地補助金	香川県うちわ協同組合連合会	イ 市民等が主体的に自主的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	国の伝統工芸品である「丸亀うちわ」の技術・技法を伝承していくこと。	香川県うちわ協同組合連合会が実施する国の伝統的工芸品である丸亀うちわの振興のための後継者育成事業(振興事業)に対し、丸亀市伝統的工芸品産業産地振興対策費補助金交付要綱に基づき補助するもの。	400	400	400	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	400
6	産業振興課	丸亀市飯綾商工会運営補助金	丸亀市飯綾商工会	イ 市民等が主体的に自主的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	商工業者の経営改善に関する相談と指導を行い、丸亀市の経済振興を図る。	商工業の振興などを図るため、関係団体の当該事業運営に対し補助するもの。	5,000	5,000	5,000	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	5,000

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年月	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目 説明	H27年度 要求額 (千円)	
									H24	H25	H26			
7	産業振興課	丸亀TMO運営等補助金	丸亀商工会議所	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	商店街に賑わいを創出する事業を行い、本市経済の発展を図る。	平成11年度に策定した丸亀TMO構想の基幹である中心市街地活性化事業を横断的・総合的に調整・実施するために設立された丸亀TMO推進協議会(丸亀商工会議所が事務局)の事業運営に対し補助するもの。主な事業内容として、空き店舗対策事業(秋貞の館の活用、スペース114やみたから市の運営協力)、婆婆羅まつりとの連携など。	900	900	900	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,000
8	産業振興課	産学支援等事業補助金	丸亀商工会議所	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H19	産(丸亀市中央商店街振興組合連合会)、学(地元学生)が連携し、企画立案し、商店街を舞台として実行するイベントを開催し、活性化を図る。	主催は丸亀商工会議所。丸亀市、丸亀市中央商店街振興組合連合会は共催として連携し、事業を補助する。24~26年度は、hacomo(株)、専門学校穴吹デザインカレッジの協力のもと商店街各所においてダンボールアート遊園地を開催。	300	350	350	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	350
9	産業振興課	さぬき富士桃の里まつり実行委員会運営補助金	さぬき富士桃の里まつり実行委員会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H20	飯山地域の特産品である桃の普及に努めることにより、まちの活性化や桃の消費・販路拡大を図り、銘柄産地をアピールすることを目的とする。	桃喰うまつりはじめ飯山地域の特産品である桃の普及に努めるなど、産業活性化を図るイベントに係る経費・委託料、関係団体に対する補助金。	1,800	1,800	1,800	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,800
10	産業振興課	まるがめ婆婆羅まつり開催補助金	まるがめ婆婆羅まつり実行委員会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H12	「婆婆羅」の意味である、遠慮なく自由にのびのびと振舞う気風をモットーに、市街地の活性化に取り組む元氣都市丸亀のイメージを広く発信し定着させることを目的とする。	中心市街地や産業活性化を図るイベント(婆婆羅まつり)に係る経費・委託料、関係団体に対する補助金。	6,000	6,000	6,000	(2)原則として廃止するもの	イ 補助目的が達成された事業等	0

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年月	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目 説明	H27年度 要求額 (千円)	
									H24	H25	H26			
11	産業振興課	中央商店街空き店舗データベース作成事業補助金	丸亀商工会議所	イ 市民等が主体的・自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	H25	中央商店街の衰退を改善するために空き店舗数の減少させ、商店街の活性化を目的とする。	丸亀TMO推進協議会が実施し、空き店舗を有効活用し、また円滑な個店誘致を推進するため、空き店舗の現状調査し一元管理することで商店街の活性化に繋げる。	—	165	—	(2)原則として廃止するもの	イ 補助目的が達成された事業等	0
12	産業振興課	丸亀うちわニュー・マイスター認定事業補助金	香川県うちわ協同組合連合会	イ 市民等が主体的・自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H25	竹うちわの技術を伝承する目的で、香川県うちわ協同組合連合会が行う技術・技法講座の卒業生で伝統的な丸亀うちわの技術・技法(全工程)を身につけ、実際に竹うちわづくりに携わる職人を認定することにより、今後の活動の可能性を広げることを目的とする。	香川県うちわ協同組合連合会が竹うちわの技術を伝承する目的で、伝統的な丸亀うちわの技術・技法(全工程)を身につけ、実際に竹うちわづくりに携わる職人を「丸亀うちわニュー・マイスター」として認定登録すること。その認定登録制度の運営を補助するもの。	—	300	300	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	300
13	産業振興課	中小企業融資制度保証料補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H21. 3	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算の範囲内において保証協会に支払った保証料に相当する額を補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、約定どおり期限内に融資金を完済された人には、完済後3か月以内に申請すると、保証料相当額の補給金を交付。	1,366	801	520	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,500
14	産業振興課	中小企業融資制度利子補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H21	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算に定める範囲内で当該資金に係る約定利子のうち、年利1パーセントに相当する額(当該約定利子に係る利率が年利1パーセントを下回る場合は、当該約定利子の額)を利子補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、平成21～26年度に当該融資制度を利用し、期限内に該当する年度の返還金を約定どおり返済された人には、年利1%に相当する額の利子補給金を交付。ただし、毎年度4月末日までに申請しなければならぬ。	1,775	2,031	1,642	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	2,000

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年月	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	H27年度 要求額 (千円)	
									H24	H25	H26			説明
15	産業振興課	小規模事業者経営改善資金利子補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H27	日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算に定める範囲内で当該資金に係る約定利率のうち、年利0.5パーセントに相当する額(当該約定利率に係る利率が年利0.5パーセントを下回る場合は、当該約定利率の額)を利子補	市内に住所があり、市町村税を完納し、平成27年4月1日以降に当該融資制度を利用し、最初の支払月から12ヶ月以内の返還金を約定どおり返済された人には、年利0.5%に相当する額の利子補給金を交付。ただし、12ヶ月目の支払日から3ヶ月以内に申請しなければなら	—	—	—	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	500
16	産業振興課	小売商業近代化資金特別融資制度保証料補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算の範囲内において保証協会に支払った保証料に相当する額を補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、約定どおり期限内に融資金を返済された人には、完済後3か月以内に申請すると、保証料相当額の補給金を交付。	0	933	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	200
17	産業振興課	小売商業近代化資金特別融資制度利子補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H21	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算に定める範囲内で当該資金に係る約定利率のうち、年利1パーセントに相当する額(当該約定利率に係る利率が年利1パーセントを下回る場合は、当該約定利率の額)を利子補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、平成21～26年度に当該融資制度を利用し、期限内に該当する年度の返還金を約定どおり返済された人には、年利1%に相当する額の利子補給金を交付。ただし、毎年度4月末日までに申請しなければなら	0	0	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	900
18	産業振興課	団扇工業振興融資制度保証料補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算の範囲内において保証協会に支払った保証料に相当する額を補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、約定どおり期限内に融資金を返済された人には、完済後3か月以内に申請すると、保証料相当額の補給金を交付。	734	393	474	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,200
19	産業振興課	団扇工業振興融資制度利子補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H21	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算に定める範囲内で当該資金に係る約定利率のうち、年利1パーセントに相当する額(当該約定利率に係る利率が年利1パーセントを下回る場合は、当該約定利率の額)を利子補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、平成21～26年度に当該融資制度を利用し、期限内に該当する年度の返還金を約定どおり返済された人には、年利1%に相当する額の利子補給金を交付。ただし、毎年度4月末日までに申請しなければなら	920	801	669	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,000
20	産業振興課	新風融資制度保証料補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H19	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算の範囲内において保証協会に支払った保証料に相当する額を補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、約定どおり期限内に融資金を返済された人には、完済後3か月以内に申請すると、保証料相当額の補給金を交付。	0	0	38	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	50

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年月	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目 説明	H27年度 要求額 (千円)	
									H24	H25	H26			
21	産業振興課	新風融資制度 利子補給金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H21	融資を受けた者に対し、融資金返済の促進を図るため、予算に定める範囲内で当該資金に係る約定利率のうち、年利1パーセントに相当する額(当該約定利率に係る利率が年利1パーセントを下回る場合は、当該約定利率の額)を利子補給金として交付する。	市内に住所があり、市町村税を完納し、平成21～26年度に当該融資制度を利用し、期限内に該当する年度の返還金を約定どおり返済された人には、年利1%に相当する額の利子補給金を交付。ただし、毎年度4月末日までに申請しなければならない。	0	0	14	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	100
22	産業振興課	富屋町商店街アーケード撤去による新しいまちづくり事業補助金	丸亀市富屋町商店街振興組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	H25	老朽化したアーケードを撤去し、こびら街道プロジェクトの導線整備とも連動した安心安全の歩いて楽しい商店街に整備することで、市民や観光客等の交流人口を増やし商業振興を図る。	丸亀市富屋町商店街振興組合が老朽化したアーケードを撤去する費用に対して、1/4以内の補助するもの。26年度に繰越。	—	0	0	(2)原則として廃止するもの	イ 補助目的が達成された事業等	0
23	産業振興課	産業振興支援補助金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H26	産業振興計画に基づき、市内の中小企業に必要な支援を行い産業の活性化を図る。	市内の中小企業を対象に販路拡大・新規事業・人材育成等への補助金支給等の支援を行う。27年度から補助内容を拡大予定。	—	—	8,908	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	11,000
24	産業振興課	空き店舗・空きオフィス等活用促進補助金	対象事業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H27	産業振興計画に基づき、中心市街地の空き店舗や空きオフィスの利活用を促進し、中心市街地の活性化ならびに創業支援、企業誘致を図る。	中心市街地内の空き店舗や空きオフィス等を活用して事業を開始する事業者に対し、改装に係る経費を補助。	—	—	—	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	3,000
25	産業振興課	婚活事業開催補助金	(仮称)史上最大の婚活大作戦実行委員会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	H27	丸亀市合併10周年記念事業として実施される婚活イベントを支援し、若者の定住促進を図る。	丸亀商工会議所・丸亀市飯饅商工会青年部が中心となって実施する「(仮称)史上最大の婚活大作戦」に対し、経費の一部を補助するもの。	—	—	—	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	2,500
26	産業振興課	松屋町商店街アーケード撤去による新しいまちづくり事業補助金	丸亀市松屋町通商店街振興組合	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	H27	老朽化したアーケードを撤去後、遍路道として環境を整備し、市民や観光客等の交流人口の増加を図り、商業振興に繋げる。	丸亀市松屋町通商店街振興組合が老朽化したアーケードを撤去する費用に対して、1/4以内の補助をするもの。	—	—	—	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	6,268
27	産業振興課	丸亀市地域商品券発行事業実行委員会補助金	丸亀市地域商品券発行事業実行委員会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H27	市内商店等において共通して使用できる地域商品券を発行することにより、消費拡大、地域経済の活性化及び子育て支援を図る。	地域商品券発行事業に係る経費を補助するもの。	—	—	—	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	180,922